

東京都大気汚染障害者認定審査会条例

公 布 昭 和 4 7 年 1 0 月 2 6 日 条 例 第 1 1 8 号

最 終 改 正 令 和 元 年 9 月 2 6 日 条 例 第 4 8 号

(設置)

第1条 大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する東京都大気汚染障害者認定審査会（以下「審査会」という。）を、保健所に置く。

2 審査会を設置する保健所（以下「設置保健所」という。）並びに審査会の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、知事が条例第5条第1項に規定する認定及び第6条第2項に規定する認定の有効期間の更新を行うに当たって必要な調査審議を行い、知事に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、医学に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、設置保健所長が招集する。

(会議)

第6条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、設置保健所において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則（平成20年3月31日条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、次項から附則第6項までの規定は、公布の日から施行する。

（調査審議に関する経過措置）

- 2 東京都（特別区及び八王子市を除く。）の区域内に住所を有する者が大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成19年東京都条例第138号。次項から附則第5項までにおいて「新助成条例」という。）附則第2項又は第4項の規定による申請をした場合にあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正前の東京都大気汚染障害者認定審査会条例（以下「旧条例」という。）の規定による東京都大気汚染障害者認定審査会は、旧条例の規定の例により、当該申請に係る調査審議を行うことができる。
- 3 東京都（特別区及び八王子市を除く。）の区域内に住所を有する者が新助成条例附則第2項又は第4項の規定による申請をした場合にあっては、施行日後においても、この条例による改正後の東京都大気汚染障害者認定審査会条例（この項及び附則第5項において「新条例」という。）の規定による東京都大気汚染障害者認定審査会は、新条例の規定の例により、当該申請に係る調査審議を行うことができる。
- 4 特別区及び八王子市の区域内に住所を有する者が新助成条例附則第2項又は第4項の規定による申請をした場合にあっては、施行日前においても、旧条例の規定による東京都大気汚染障害者認定審査会は、当該申請に係る調査審議を行うことができる。この場合において、旧条例の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとし、旧条例別表の規定は適用しないものとする。

第1条第1項	基づき、保健所に	基づき、
第1条第2項	審査会を設置する保健所（以下「設置保健所」という。）並びに審査会の名称	審査会の名称は東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会とし
	位置及び所管区域は、別表のとおり	所管区域は特別区及び八王子市
第5条	設置保健所長	知事
第8条	設置保健所	福祉保健局

- 5 特別区及び八王子市の区域内に住所を有する者が新助成条例附則第2項又は第4項の規定による申請をした場合にあっては、施行日以後においても、新条例の規定による東京都大気汚染障害者認定審査会は、当該申請に係る調査審議を行うことができる。この場合において、新条例の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとし、新条例別表の規定は適用しないものとする。

第1条第1項	、保健所に置く	置く
第1条第2項	審査会を設置する保健所（以下「設置保健所」という。）並びに審査会の名称	審査会の名称は東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会とし
	位置及び所管区域は、別表のとおり	所管区域は特別区及び八王子市
第5条	設置保健所長	知事
第8条	設置保健所	福祉保健局

(大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成19年東京都条例第138号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「附則第2項から第5項まで」を「次項から附則第6項まで」に改める。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の一項を加える。

6 附則第2項又は第4項の規定による申請を行った者に対する新条例第5条第1項の規定による認定、新条例第6条第2項の規定による認定の有効期間の更新、新条例第7条の規定による医療券及び通知書の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年12月22日条例第101号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日条例第48号)

この条例は、令和元年9月30日から施行する。

別表 (第1条関係)

設置保健所名	名称	位置	所管区域
東京都西多摩保健所	東京都西多摩保健所 大気汚染障害者認定 審査会	東京都青梅市東 青梅1丁目16 7番地の15	青梅市、福生市、羽村市、あきる野 市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び 奥多摩町
東京都南多摩保健所	東京都南多摩保健所 大気汚染障害者認定 審査会	東京都多摩市永 山2丁目1番地 5	日野市、多摩市及び稲城市
東京都多摩立川保健所	東京都多摩立川保健 所大気汚染障害者認 定審査会	東京都立川市柴 崎町2丁目21 番19号	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、 東大和市及び武蔵村山市
東京都多摩府中保健所	東京都多摩府中保健 所大気汚染障害者認 定審査会	東京都府中市宮 西町1丁目26 番地の1	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、 小金井市、狛江市、大島町、利島村、 新島村、神津島村、三宅村、御蔵島 村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
東京都多摩小平保健所	東京都多摩小平保健 所大気汚染障害者認 定審査会	東京都小平市花 小金井1丁目3 1番24号	小平市、東村山市、清瀬市、東久留 米市及び西東京市